

亀山市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市会計規則等の一部を改正する規則

(亀山市会計規則の一部改正)

第1条 亀山市会計規則(平成17年亀山市規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条— <u>第5条の2</u>)	第1章 総則(第1条— <u>第5条</u>)
第2章 収入	第2章 収入
[第1節及び第2節 略]	[第1節及び第2節 略]
第3節 私人に対する <u>公金</u> の徴収又は収納の委託(第31条・ <u>第32条</u>)	第3節 私人に対する <u>歳入</u> の徴収又は収納の委託(第31条— <u>第32条</u>)
第3章 支出	第3章 支出
[第1節～第3節 略]	[第1節～第3節 略]
第4節 私人に対する <u>公金</u> の支出の委託(第70条・第71条)	第4節 私人に対する支出の委託(第70条・第71条)

[第4章～第7章 略]

附則

(事故の報告)

第5条 [略]

(指定公金事務取扱者の指定)

第5条の2 市長は、法第243条の2

第2項に規定する指定公金事務取扱者

(以下「指定公金事務取扱者」とい

う。)を指定しようとするときは、あ

らかじめ、会計管理者に協議しなけれ

ばならない。これを変更しようとし、

又は取り消そうとするときも、同様と

する。

(調定の通知)

第11条 市長は、第6条から前条までの規定により調定したときは、調定調書兼調定通知書により会計管理者又は法第243条の2第1項の規定に基づき公金の収納に関する事務の委託を受けた者(次節において「収入事務受託者」という。)に通知しなければならない。

第3節 私人に対する公金の徴収又は収納の委託

(公金の徴収又は収納の委託)

第31条 [略]

2 法第243条の2の5第1項の当該普通地方公共団体の長が定めるものは、次のとおりとする。

[第4章～第7章 略]

附則

(事故の報告)

第5条 [略]

[条を加える。]

(調定の通知)

第11条 市長は、第6条から前条までの規定により調定したときは、調定調書兼調定通知書により会計管理者又は令第158条第1項若しくは第158条の2第1項の規定に基づき収納の事務の委託を受けた者(以下「収入事務受託者」という。)に通知しなければならない。

第3節 私人に対する歳入の徴収又は収納の委託

(公金の徴収又は収納の委託)

第31条 [略]

[項を加える。]

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 市税（督促手数料、延滞金及び加算金を含む。）
- (8) 介護保険料
- (9) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

3 法第243条の2第1項の規定に基づき公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者（この節、第79条第1項及び第97条において「収入事務受託者」という。）は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納するときは、歳入の調定及び収納の手続の例によりこれをしなければならない。この場合において、収入金を指定金融機関等に払い込んだときは、関係帳簿を整理するとともに収納の内容を記載した計算書を作成し、会計管理者に報告しなければならない。

[条を削る。]

2 収入事務受託者は、歳入を徴収し、又は収納するときは、歳入の調定及び収納の手続の例によりこれをしなければならない。この場合において、収入金を指定金融機関等に払い込んだときは、関係帳簿を整理するとともに収納の内容を記載した計算書を作成し、会計管理者に報告しなければならない。

（徴収又は収納を委託できる私人の基準）

第31条の2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりと

(徴収又は収納を委託した私人の公表等)

第32条 [略]

[2及び3 略]

4 市長は、歳入の徴収又は歳入等の収納の事務の委託を解除したときは、第1項の規定の例により通知し、かつ、告示し、及び公表するとともに第2項の規定により交付した証票を返還させなければならない。

(小切手の償還)

第63条 会計管理者は、令第165条の4の規定により、小切手の所持人から小切手の償還の請求を受けたときは、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その旨市長に通知しなけれ

する。

(1) 公金、公共料金等の収納事務の委託を受けた実績を有すること。

(2) 経営基盤が安定しており、財務内容が健全であること。

(3) 収納した公金を安全かつ確実に指定金融機関等に払い込むことができること。

(4) 収納した公金に関する情報を正確に記録し、適正に管理することができること。

(5) 納入義務者の個人情報の保護に関し、十分な管理体制を有すること。

(徴収又は収納を委託した私人の公表等)

第32条 [略]

[2及び3 略]

4 市長は、歳入の徴収又は収納事務の委託を解除したときは、第1項の規定の例により通知し、かつ、告示し、及び公表するとともに第2項の規定により交付した証票を返還させなければならない。

(小切手の償還)

第63条 会計管理者は、令第165条の5の規定により、小切手の所持人から小切手の償還の請求を受けたときは、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その旨市長に通知しなけれ

ばならない。

[2及び3 略]

第4節 私人に対する公金の支出の委託

(公金の支出の委託)

第70条 市長は、法第243条の2第1項の規定により私人に公金の支出に関する事務の委託をしようとするときは、その内容、期間その他必要な事項を記載した支出事務委託契約書によりこれをしなければならない。

2 法第243条の2第1項の規定に基づき公金の支出に関する事務の委託を受けた者（以下「支出事務受託者」という。）は、当該委託に係る資金の交付、資金の保管、資金の支払及び資金の精算をするときは、資金前渡の手続の例によりこれをしなければならない。この場合において、支払を完了したときは、関係帳簿を整理するとともにその内容を示す精算書を作成し、債権者の領収証書を添え会計管理者に報告しなければならない。

(支出を委託した私人の公表等)

第71条 市長は、法第243条の2第1項の規定により公金の支出に関する事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知するとともに次に掲げる事項を告示するものとする。告示した

ばならない。

[2及び3 略]

第4節 私人に対する支出の委託

(支出事務の委託)

第70条 市長は、令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託しようとするときは、その内容、期間その他必要な事項を記載した支出事務委託契約書によりこれをしなければならない。

2 令第165条の3第1項の規定に基づき支出の事務を委託した者（以下「支出事務受託者」という。）は、当該委託に係る資金の交付、資金の保管、資金の支払及び資金の精算をするときは、資金前渡の手続の例によりこれをしなければならない。

(支出事務を委託した私人の公表等)

第71条 市長は、令第165条の3第1項の規定により支出の事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知するとともに、委託の内容、支出事務受託者の住所氏名その他必要な事項を

<u>事項を変更し、又は指定を取り消したときも、同様とする。</u>	<u>市広報等により公表しなければならない。支出事務の委託を解除したときも、また同様とする。</u>
<u>(1) 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地</u>	[号を加える。]
<u>(2) 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日</u>	[号を加える。]
<u>(3) 指定公金事務取扱者に委託した歳出</u>	[号を加える。]
<u>(4) 指定公金事務取扱者に委託した期間</u>	[号を加える。]
<u>(5) その他必要な事項</u>	[号を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 亀山市会計規則の一部を改正する規則(令和6年亀山市規則第2号)の一部を次のように改正する。

亀山市会計規則の一部を改正する規則の表の改正前欄に掲げる第31条の見出し中「歳入」を「歳入」に改め、同条第1項中「令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2」を「令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2」に、「歳入の徴収又は収納の事務」を「歳入の徴収又は収納の事務」に改め、同欄の亀山市会計規則第32条第1項中「令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法第144条の2」を「令第158条第1項、第158条の2第1項又は介護保険法第144条の2」に、「歳入の徴収又は収納の事務」を「歳入の徴収又は収納の事務」に、「会計管理者等及び指定金融機関等」を「会計管理者等及び指定金融機関等」に、「委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。」を「委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。」に改め、同表の改正後欄に掲げる第31条の見出し中「歳入」を「

公金」に改め、同条第1項中「令第158条第1項又は第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の徴収又は収納の事務」を「公金の徴収又は収納に関する事務」に改め、同欄の亀山市会計規則第32条第1項中「令第158条第1項又は第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入の徴収又は収納の事務」を「公金の徴収又は収納に関する事務」に、「会計管理者等及び指定金融機関等」を「会計管理者」に、「委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を告示し、かつ、市広報等により公表しなければならない。」を「次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、同様とする。」に改め、同項の次に次のように加える。

- 「(1) 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
(2) 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日
(3) 指定公金事務取扱者に委託した歳入等
(4) 指定公金事務取扱者に委託した期間
(5) その他必要な事項」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者については、なお従前の例による。